第8期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時	平成30年3月20日(火曜日)	午前10時
	(受付開始 午前9時)	

開催場所 東京都千代田区神田美土代町7

住友不動産神田ビル内 ベルサール神田3階

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締

役を除く。) 8名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名

選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締

役1名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締

役を除く。) の報酬等の額設定

の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬

等の額設定の件

目 次

ごあいさつ
第8期定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類 7
提供書面
事業報告
1. 企業集団の現況 24 2. 会社の現況 33
連結計算書類
計算書類 40
監査報告



◆企業理念と3つのアグリテクノロジー

防除技術

2 拠点の研究体制 (鳴門・インド) 高安全性・新規有効成分探索

施肥灌水技術

栽培技術 水耕栽培肥料 国内シェアNo.1

バイオスティミュラント

環境・病害虫に対し作物の 免疫力を高める 生物多様性の尊重



『企業理念』

食糧増産技術(アグリテクノロジー)と真心で 世界の人々に貢献します。

行動憲章

- 1. 私たちは、アグリテクノロジーと真心で信頼の構築を目指します。
- 2. 私たちは、新たな課題、困難な問題に果敢にチャレンジいたします。
- 3. 私たちは、粘り強く問題の解決に取り組みます。
- 4. 私たちは、素早く判断し、素早く行動いたします。
- 5. 私たちは、常に正直に、誠実に行動いたします。
- 6. 私たちは、不当な圧力には決して屈しません。
- 7. 私たちは、個性と互いの文化を尊重し、切磋琢磨して成長を目指します。
- 8. 私たちは、限られた資源や地球環境を大切にいたします。

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第8期(平成29年)定時株主総会招集ご通知をお届けするに当たりまして、ご挨拶申し上げます。

当社グループは企業理念である「食糧増産技術(アグリテクノロジー)と真心で世界の人々に貢献します。」の実践を通し、世界的食糧不足の問題解決に微力ながら取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上 げます。

平成30年3月

代表取締役社長 森 明平

株主各位

証券コード: 4979 平成30年3月5日

東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号

OATアグリオ株式会社 代表取締役社長 森 明平

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申 し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示をいただきまして、平成30年3月19日(月曜日)午後5時20分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬具

11日 時	平成30年3月20日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)	
2 場 所	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル内 ベルサール神田 3 階 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)	
3 目的事項	報告事項 1. 第8期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件	
	2. 第8期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで) 計算書類報告の件	
	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件	
	第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の	
	件	
	第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
	第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
	第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の	
	額設定の件	
	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	
4 議決権の行使等に ついてのご案内	6頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。	

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会 招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - 1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - 2. 会社の支配に関する基本方針
 - 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - 4. 連結株主資本等変動計算書
- 5. 連結計算書類の連結注記表
- 6. 株主資本等変動計算書
- 7. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト(http://www.oat-agrio.co.jp/)

議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

平成30年3月20日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

場 所

東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル内 ベルサール神田3階

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成30年3月19日 (月曜日) 午後5時20分 (到着分まで有効)

期末配当についてのご案内

当期の剰余金の配当につきましては、平成30年2月15日開催の取締役会において、平成29年11月10日付で公表いたしました配当予想のとおり1株につき36円とする旨を決議させていただきました。なお、配当金の効力発生日(支払開始日)は平成30年3月6日といたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

- ② 将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の10,000,000株から18,000,000株に変更するものであります。
- ③ なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

	(下級部は変更固別を小しております。)
現行定款	変更繁
第1条~第4条 (条文省略)	第1条〜第4条 (現行どおり)
第5条 (機関の設置) 当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関 を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第5条 (機関の設置) 当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関 を置く。 (1) 取締役会 (削) 除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行する株式の総数は、 <u>10,000,000</u> 株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行する株式の総数は、 <u>18,000,000</u> 株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変更繁
第8条 (単元未満株式を有する株主の権利) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有 する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。 (1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) (条文省略)	第8条 (単元未満株式を有する株主の権利) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有 する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) 次条に定める請求をする権利
第9条~第15条 (条文省略)	第9条〜第15条 (現行どおり)
第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (条文省略)	第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として、その議決権を行使することが できる。 2. (現行どおり)
第17条~第18条 (条文省略)	第17条〜第18条 (現行どおり)
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、3名以上とする。 (新 設)	第19条 (取締役の員数) 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、3名以上とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名 以上とする。
第20条 (取締役の選任) 取締役は株主総会において選任する。 2. (条文省略)	第20条 (取締役の選任) <u>当会社の</u> 取締役は、 <u>監査等委員である取締役と</u> <u>それ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会において選任する。 2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)

現行定款	変更繁
(新 設)	4. 当会社は、法令に定める監査等委員である 取締役の員数を欠くことになる場合に備え て、株主総会において補欠の監査等委員であ る取締役を選任することができる。 5. 補欠の監査等委員である取締役の選任に かかる決議が効力を有する期間は、当該決議 後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の開始の時ま でとする。
第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。	第21条 (取締役の任期) 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。
(新 設)	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時まで とする。
(新一設)	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選 定する。	第22条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査 等委員である取締役を除く。)の中から代表取 締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会 長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取 締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役</u> <u>(監査等委員である取締役を除く。) の中から、</u> 取締役会長、取締役社長各1名、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
第23条 (取締役会の招集及び議長) (条文省略) 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役及び監査役に対して発する。但 し、緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。 3. 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意 があるときは、招集の手続を経ないで <u>開く</u> こ とができる。	第23条 (取締役会の招集及び議長) (現行どおり) 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役に対して発する。但し、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮することが できる。 3. 取締役 <u>の</u> 全員の同意があるときは、招集の <u>手続き</u> を経ないで <u>取締役会を開催する</u> こと ができる。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
第25条 (取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項 について書面または電磁的記録により同意を したときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。但し、監査 役が異議を述べたときはこの限りでない。	第25条 (取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項 について書面または電磁的記録により同意を したときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。
(新 設)	第26条 (重要な業務執行の決定の委任) 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定 により、その決議によって重要な業務執行(同 条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の 全部または一部の決定を取締役に委任するこ とができる。
(新 設)	第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事については、法令に定め るところにより、これを議事録に記載または記 録し、出席した取締役がこれに記名押印または

電子署名を行う。

現行定款	変更繁
(新 設)	第28条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項については、法令及び本 定款に定める事項のほか、取締役会の定める取 締役会規程による。
第 <u>26</u> 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報</u> 酬等」という。) は、株主総会の決議によって 定める。	第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等</u> 委員である取締役とそれ以外の取締役とを区 別して、株主総会の決議によって定める。
第 <u>27</u> 条 (取締役の責任免除) (条文省略)	第 <u>30</u> 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
第28条 (監査役の員数) 当会社の監査役は、3名以上とする。	(削 除)
第29条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。	(削除)
第30条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削 除)

現 行 定 款	変更案
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任した監 査役の任期の満了する時までとする。	
第31条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を 選定する。	(削 除)
第32条 (監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第31条 (監査等委員会の招集) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第 <u>33</u> 条 (<u>監査役会</u> の決議の方法) <u>監査役会</u> の決議は、 <u>法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	第 <u>32</u> 条 (<u>監査等委員会</u> の決議の方法) <u>監査等委員会</u> の決議は、 <u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	第33条 (監査等委員会の議事録) 監査等委員会の議事については、法令で定める ところにより、これを議事録に記載または記録 し、出席した監査等委員がこれに記名押印また は電子署名を行う。
(新 設)	第34条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定 款に定める事項のほか、監査等委員会の定める 監査等委員会規程による。

現 行 定 款	変更繁
第34条 (監査役の報酬) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定 める。	(削 除)
第35条 (監査役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。	(削 除)
第 <u>36</u> 条~第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条〜第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	M則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第8回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 (監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第8回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(9名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 再任	森 明平 (昭和25年6月25日) 89,300株	平成22年 9 月 当社代表取締役社長(現任) 平成25年 3 月 Director, OAT & IIL India Laboratories Private Limited (現任)

【取締役候補者とした理由】

森明平氏は当社の代表取締役として株主の皆様の負託に応え、当社の経営の舵取りを行ってまいりました。同氏は経営全般に関する相当程度の経験・知見を有しているため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
2 再任	************************************	平成22年9月 当社取締役営業部長 平成23年11月 当社常務取締役東京支店長 平成25年6月 当社常務取締役東京支店長(兼)東京第二支店長(支店・営業所管掌) 平成27年1月 当社常務取締役生産統括部部長 平成28年10月 当社常務取締役(現任) 〇ATアグリフロンティア株式会社代表取締役社長(現任)		
		(重要な兼職の状況) 〇ATアグリフロンティア株式会社代表取締役社長		

【取締役候補者とした理由】

木部隆一氏は当社の取締役として取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。同氏は経営全般に関する相当程度の経験・知見を有しているため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
3 再任	部かもと 真喜男 岡本 眞喜男 (昭和24年11月14日) 1,500株	平成25年3月 エムジーシー大塚ケミカル株式会社取締役 平成26年3月 旭化学工業株式会社代表取締役 平成26年3月 当社取締役(海外営業部管掌) 平成27年3月 旭化学工業株式会社取締役会長(現任) 平成28年3月 当社常務取締役(海外営業部管掌) (現任) (重要な兼職の状況) 旭化学工業株式会社取締役会長		

【取締役候補者とした理由】

岡本眞喜男氏は当社の取締役として取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。同氏は経営全般及び国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見を有しているため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況			
4 再任	をりかわ はじめ 茶川 一 (昭和37年4月9日) 60,900株	平成23年7月大塚化学株式会社化学品事業本部シニアディレクター平成23年12月当社入社平成24年6月当社生産統括部部長平成25年1月当社取締役生産統括部部長平成27年1月当社取締役研究開発部部長平成29年3月当社常務取締役研究開発部部長平成30年1月当社常務取締役農薬事業部事業部長(マーケティング普及部管掌)(現任)			

【取締役候補者とした理由】

森川一氏は当社の取締役として取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。同氏は経営全般及び営業・販売に関する相当程度の経験・知見を有しているため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
5 再任	かとう しゅうじ 加藤 修治 (昭和36年3月17日) 66,600株	平成22年9月 当社事業推進部部長 平成23年11月 当社取締役大阪支店長 平成23年12月 当社取締役大阪支店長(研究開発部管掌) 旭化学工業株式会社取締役 平成27年1月 当社取締役(事業推進部・経理部管掌) 平成28年3月 当社取締役人事部部長(経理部管掌) 平成28年10月 当社取締役人事部部長(生産統括部・経理部管掌) 平成30年1月 当社取締役(生産統括部・購買調達部管掌)(現任)		

【取締役候補者とした理由】

加藤修治氏は当社の取締役として取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。同氏は営業・販売、生産・購買等サプライチェーンに関する相当程度の経験・知見を有しているため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況			
6 再任	が 岡 尚 (昭和36年2月11日) 61,100株	平成23年8月 大塚化学株式会社執行役員技術開発部長 平成25年1月 当社取締役事業推進部部長(兼)経営企画室長(経理部管掌) 平成27年1月 当社取締役農薬事業部事業部長(マーケティング普及部管掌) 平成30年1月 当社取締役研究開発部部長(兼)経営企画室室長(現任)			

【取締役候補者とした理由】

岡尚氏は当社の取締役として取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。同氏は技術・イノベーションに関する相当程度の経験・知見を有しているため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況			
7 再任	いちの のぶひさ 一野 展久 (昭和35年11月3日) 200株	平成23年10月 株式会社りそな銀行日本橋支店 支店長 平成25年10月 当社東京第二支店 支店長 平成27年1月 当社事業推進部部長(兼)経営企画室長 平成28年3月 当社取締役総務部部長 平成30年1月 当社取締役(人事部・総務部・経理部・情報企画室管掌)(現任)			

【取締役候補者とした理由】

一野展久氏は当社の取締役として取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。同氏は、これまでの経歴で培った豊富な経験とコーポレートガバナンスに関する相当程度の経験・知見を有しているため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
8 再任	カゲヤ じゅん リリ川 順 (昭和42年2月25日) 社外取締役候補者	平成 6 年 4 月 日本学術振興会特別研究員 平成 7 年10月 京都大学農学部・助手 平成 9 年 4 月 京都大学大学院農学研究科助手 平成19年 4 月 京都大学大学院農学研究科助教 平成20年10月 京都大学微生物科学寄附研究部門・特定教授 平成21年10月 京都大学大学院農学研究科教授(現任) 平成27年 3 月 当社社外取締役(現任)		

【社外取締役候補者とした理由】

小川順氏は、農学研究を専門とする大学教授としての専門的な視点と社外取締役としての独立した視点から取締役会で積極的に ご発言をいただいております。また、同氏は過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、特に当社事業に関連の深い分野における高度な専門知識と豊富な経験を有しており社外取締役としての職務を適切に遂行していた だけるものと判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に定めました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 小川順氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 小川順氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 - 4. 当社は小川順氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定できる契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は小川順氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。 同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
新任 新井 乙平 (昭和19年6月24日) 社外取締役候補者 4,000株	平成 7 年 6 月 平成10年 5 月 平成11年 4 月 平成12年10月 平成15年 6 月 平成19年 2 月 平成19年 9 月 平成22年12月 平成26年 3 月	株式会社富士銀行取締役本店営業第三部長 富士信託銀行株式会社常務取締役 第一勧業富士信託銀行株式会社常務取締役 みずほ信託銀行株式会社常務取締役 ワールドコンピューターセンター株式会社代表取締役社長 株式会社インテリジェントウェイブ顧問 株式会社インテリジェントウェイブ取締役専務執行役員 当社社外監査役 当社常勤社外監査役(現任)	

【社外取締役候補者とした理由】

新井乙平氏は、当社の分離独立後当社の監査役として経営に参画し、当社内部統制システムの確立に監査役として多大な貢献をしております。同氏は豊富な経営経験及び実務経験に基づく高い見識をを元に当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況			
新任 光井 信行 (昭和28年8月14日) 社外取締役候補者	昭和51年 4 月 平成14年 4 月 平成19年 6 月 平成28年10月 平成29年 3 月 平成29年 6 月	伊藤忠商事株式会社入社 伊藤忠ファインケミカル株式会社 代表取締役社長 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 取締役副社長 大阪・名古屋事業部長 兼 特命担当 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 取締役副社長執行役員 大阪・名古屋事業 部、新規ビジネス推進室管掌 兼 大阪支店長 当社社外取締役 (現任) 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 取締役副社長執行役員 (エコ・ライフサイ エンス事業推進室及び関西事業部管掌 兼 大阪支店長) (現任)		

【社外取締役候補者とした理由】

光井信行氏は、これまでの経歴にて培った企業集団経営における豊富な経験と識見を活かし、取締役会において積極的にご発言をいただいております。同氏においては社外取締役として経営全般に対する監査・監督を適切に遂行していたけると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
新任 木村 稔 (昭和49年9月15日) 社外取締役候補者	平成15年10月 平成19年5月 平成22年10月 平成24年1月 平成27年6月 平成28年3月 平成29年5月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 中小企業診断士登録 木村稔会計事務所設立、代表(現任) 株式会社ニッコウトラベル社外取締役 当社社外監査役(現任) 株式会社ニッコウトラベル社外取締役退任	
_		(重要な兼職の状況) 木村稔会計事務所代表	

【社外取締役候補者とした埋田】

木村稔氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることや、企業経営における 豊富な経験や識見を活かし取締役会で積極的にご発言をいただいております。同氏においては経営全般に対する監査・監督を適 切に遂行していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 新井乙平氏、光井信行氏及び木村稔氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 光井信行氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をも って1年となります。
 - 4. 当社は、新井乙平氏、光井信行氏及び木村稔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に 定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定できる契約を締結しております。各氏 の選任が承認された場合は、当社は各氏と当該契約を締結する予定であります。
 - 5. 当社は、新井乙平氏及び木村稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。 両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社 に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

新任 お	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
	。 三喜 勝己 (昭和27年7月15日)	平成17年 9 月 大塚化学株式会社仙台支店長 平成19年 8 月 大塚化学株式会社東京支店長 平成22年 9 月 当社入社東京支店長		

【補欠の取締役候補者とした理由】

三喜勝己氏は、企業経営における豊かな経験と高い見識を有しており、取締役会でも積極的にご発言をいただいております。同 氏においては、客観的で広範かつ高度な視野から当社経営の監査・監督を行っていただくため、補欠の監査等委員である取締役 候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、三喜勝己氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度としております。

第5号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の 件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成23年3月10日開催の第1期定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名(うち社外取締役2名)であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

提供書面

事業報告 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出の増加を背景に企業収益は引き続き好調に推移し、景気の緩やかな回復基調が継続いたしました。また世界経済におきましても、米国や欧州及び中国等の主要国では景気回復が継続し、新興国においても緩やかな景気持ち直しの傾向が見られました。しかし一方では、北朝鮮問題に端を発する地政学的リスクや原油価格の緩やかな値上がり基調など、依然として先行き不透明な状況も存在しております。

農業をとりまく環境につきましては、今後も世界的な人□増加を背景に、農産物需要がますます世界中で増大することが予測されております。限られた耕作地を有効活用し農業の生産性を上げるための農業生産資材や栽培技術の開発が非常に重要です。また海外の大手農薬メーカーの事業統合も進んでおり、統合による国内市場への影響も予想されます。

国内におきましては、平成29年8月に「農業競争力強化支援法」が施行され、日本の農業の競争力を高めるために「良質かつ低廉な農業資材」の供給が求められるなど、農業生産資材を供給するメーカーを取り巻く環境が今後大きく変わることが予想されております。

このような状況下、当社グループでは市場が求める安心、安全な製品を供給するための販売体制の強化や生産体制の効率化などを図り、また積極的な研究開発投資を行うことで、将来にわたり継続的に高品質な製品供給ができる体制を整備してまいりました。

以上の事業活動の結果、当連結会計年度の売上高は141億18百万円(前連結会計年度比11億79百万円増加、同9.1%増)、営業利益18億82百万円(前連結会計年度比2億79百万円増加、同17.4%増)、経常利益18億90百万円(前連結会計年度比3億18百万円増加、同20.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益12億98百万円(前連結会計年度比3億56百万円増加、同37.8%増)となりました。

	第7期 (平成28年12月期)	第8期 (平成29年12月期)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	12,938	14,118	1,179	9.1%增
営業利益	1,603	1,882	279	17.4%増
経常利益	1,572	1,890	318	20.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	942	1,298	356	37.8%増

当社グループはアグリテクノ事業の単一セグメントでありますが、各分野の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内市場においては、7月に発生した九州北部豪雨や、8月から9月にかけて台風が相次いで上陸したことや天候不順による記録的な日照不足となったことで、農作物に深刻な影響を及ぼした一年でした。このような中、農薬分野では、国内においては、主力である殺虫剤「オンコル」や殺ダニ剤「ダニサラバ」の出荷が昨年比で減少しましたが、水稲用除草剤やグリーン農薬などが積極的な営業活動の結果、昨年と比較して好調に推移しました。一方海外においては、殺ダニ剤「シフルメトフェン」の出荷は昨年比で減少しましたが、水稲除草剤原体と殺虫剤「オンコル」の販売が好調に推移し、中南米やアジア地域への販売を拡大することができました。これらの結果、国内市場及び海外市場において全体では出荷量が伸長したため、農薬分野の売上高は102億45百万円(前連結会計年度比3億97百万円増加、同4.0%増)となりました。

肥料・バイオスティミュラント(注)分野では、国内においては主力製品である「ハウス肥料」や「亜リン酸肥料」、養液土耕向け肥料などの既存製品が堅調に推移しました。また海外向けのバイオスティミュラント(植物成長調整剤)「アトニック」につきましても、チェコの子会社 Asahi Chemical Europeや、インドネシアの子会社 PT.OAT MITOKU AGRIOを通じて積極的な営業活動を展開したことで、売上が好調に推移しました。その結果、肥料・バイオスティミュラント分野の売上高は38億73百万円(前連結会計年度比7億81百万円増加、同25.3%増)となりました。

(注) バイオスティミュラント: 植物が本来持つ能力や機能を高め、耐寒性、耐暑性、病害虫耐性及び成長促進を促す物質や技術の総称

② 研究開発の状況

当社グループでは、インドの子会社OAT&IIL India Laboratories Private Limited社と連携し新規農薬の探索及び創薬に取り組んでおります。また徳島県鳴門市にある研究所において、農薬製品、肥料製品、バイオスティミュラント製品に関して多方面から「新たな食糧増産技術」の研究及び製品開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における研究開発の主なものは、以下のとおりであります。

農薬製品の海外販路及び売上高の拡大を目的に、農薬登録国の拡大や適用拡大を進めるとともに、市場動向やニーズに基づいた製品開発を引き続き進めてまいりました。国内においては殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの適用拡大に取り組んでまいりました。肥料製品につきましても、国内と海外を通じて新規製品登録を進めてまいりました。バイオスティミュラント分野につきましては、新たな販路を拡大するために登録国の拡大や適用拡大を進めてまいりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2億39百万円であります。主な内容としては、温室の建替工事などです。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

6,333

4,785

第7期

(平成26年12月期) (平成27年12月期) (平成28年12月期) (平成29年12月期)

4.382

第6期

3.852

第5期

① 企業集団の財産及び損益の状況



64.72

		第5期 (平成26年12月期)	第6期 (平成27年12月期)	第7期 (平成28年12月期)	第8期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高	(百万円)	11,405	12,129	12,938	14,118
経常利益	(百万円)	652	1,105	1,572	1,890
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	348	678	942	1,298
1株当たり当期純利益	(円)	64.72	126.13	183.24	260.05
総資産	(百万円)	9,675	10,212	11,547	12,094
純資産	(百万円)	3,852	4,382	4,785	6,333
1株当たり純資産額	(円)	689.66	788.88	883.44	1,092.73

(平成26年12月期) (平成27年12月期) (平成28年12月期) (平成29年12月期)

第7期

第6期

1.298

(単位:円)

1.092.73

942

883.44

第7期

第5期

第6期

(平成26年12月期) (平成27年12月期) (平成28年12月期) (平成29年12月期)

⁽注) 当社は、平成27年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当 たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(単位:円)

② 当社の財産及び損益の状況





(単位:円)







1株当たり当期純利益



1株当たり純資産

		第5期 (平成26年12月期)	第6期 (平成27年12月期)	第7期 (平成28年12月期)	第8期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売上高	(百万円)	10,704	11,645	12,715	13,646
経常利益	(百万円)	639	940	1,632	1,859
当期純利益	(百万円)	355	607	1,030	1,370
1株当たり当期純利益	(円)	66.10	112.94	200.31	274.36
総資産	(百万円)	9,245	9,934	11,017	11,505
純資産	(百万円)	3,857	4,337	4,484	6,055
1株当たり純資産額	(円)	716.42	805.56	908.62	1,118.88

⁽注) 当社は、平成27年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
旭化学工業株式会社	35百万円	100%	農薬、家庭園芸用肥料及び肥料の製造並びに 販売・輸出入
潤禾(舟山)植物科技有限公司	349百万円 (22百万人民元)	60%	肥料及び農産物栽培システムの製造・販売
Asahi Chemical Europe s.r.o.	1百万円 (200千CZK)	100%	農薬の販売
OATアグリフロンティア株式会社	300百万円	100%	農薬、肥料等農産物生産用資材の製造・販売 輸出入
OATステビア株式会社	10百万円	100%	ステビア関連資材の製造・販売
OAT&IIL India Laboratories Private Limited	791百万円 (397百万INR)	80%	新規農薬の研究開発
PT.OAT MITOKU AGRIO	368百万円 (42,195百万IDR)	60%	農薬の製造・販売

⁽注) 当社の持株比率には、間接出資分を含んでいます。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、防除技術、施肥灌水技術及びバイオスティミュラントを主体に、世界の農業分野に事業展開を進めております。

当社グループの事業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展による食料需要の増加などを背景とし、世界の農業関連市場は長期的に拡大傾向にあると考えられております。また、高品質で安全性の高い農作物に対する関心の高まりや、食の安全に対する意識の向上を背景とした農作物の栽培は、新たなビジネスチャンスとして成長が期待されています。

世界的に高まる食料需要に対して、気候温暖化、農耕地の劣化傾向や減少など、農作物の生産環境は必ずしも安泰でないことや、国内では農業従事者の高齢化により、新たな農業の担い手の育成などが課題とされております。

このような状況下において、当社グループの持つ技術や製品の機能を多面的に提案し、積極的な展開を行うことにより、持続的な企業価値の向上を図ってまいりたいと考えております。また2015年の国連サミットで採択された「持続的可能な開発目標」(SDGs)(注)の内容を踏まえ、CSR(企業の社会的責任)に配慮した経営に取り組んでまいります。

(注) 持続可能な開発目標 (SDGs): 2015年に国連が定めた2030年までの国際目標。持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される。

現時点において当社グループが認識しております対処すべき課題につきましては以下のとおりです。

①国内事業の持続的成長

国内における農薬分野及び肥料・バイオスティミュラント分野は、当社グループの収益基盤として安定かつ持続的な成長を目指しております。市場マーケティングに基づいた営業活動や、用途提案型の製品投入を通じて、流通や顧客の需要掘り起こしを行い、売上高及び利益の拡大に取り組んでまいります。

②海外展開の加速と収益力の向上

市場が拡大傾向にある海外事業においては、農薬登録取得国及び用途拡大など展開を加速すると同時に、コスト改善を図り収益力の向上を目指します。また海外子会社と連携した市場動向の把握による販売戦略の策定や製造の効率化などを進め収益の向上に結びつく活動を強化してまいります。

③グループ会社との連携強化による事業の拡大

国内においては、旭化学工業(株)、OATステビア(株)、OATアグリフロンティア(株)との協力体制を密にし、新規需要の開拓や積極的な営業活動に取り組んでまいります。

海外においては、インドネシアにおけるバイオスティミュラント製造販売の合弁会社「PT.OAT MITOKU AGRIO」、チェコ共和国におけるバイオスティミュラント販売の子会社「Asahi Chemical Europe s.r.o」、中国における肥料及び施肥灌水システム製造販売の合弁会社「潤禾(舟山)植物科技有限公司」に対し、グループ全体での支援による海外事業の拡大に取り組んでまいります。

これらのグループ各社間の連携強化を図り、既存事業との相乗効果による事業の拡大を進めてまいります。

④持続可能な開発目標(SDGs)に貢献できる研究開発への取り組み

新規農薬につきましては、インドにおけるグループ企業のOAT&IIL India Laboratories Private Limited社との連携のもと、創薬開発から実用化まで早期の製品開発を目指します。持続可能な開発目標に資する研究開発として、ジェネリック農薬の可能性の追求、農業従事者の省力化に貢献する製品開発、バイオスティミュラントの用途開発、最小限の水と肥料で農作物を育てる施肥灌水技術に取り組んでまいります。

⑤生産性の向上と財務体質の強化

製造部門をはじめとしてあらゆる事業を見直し、全社をあげて生産性の向上を目指します。また為替変動の影響や不要なコストを抑えるなど財務体質の強化に努め、新規事業への投資、研究開発や設備投資への備えを図ります。

⑥品質マネージメントの強化

当社では平成29年12月に品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001」2015年版の認証を取得しました。 「ISO9001」の活用による品質マネージメントの強化に取り組んでまいります。

当社グループは、これらを具体化するための全社的な取り組みとして、拡大する海外市場を見据えたグローバルな人材育成に継続して取り組んでまいります。また、法令を遵守することはもちろん、企業グループとして社会的な責任を果し、広く社会に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

当社グループは、特徴的な農薬製品や肥料製品及び独創的な栽培技術を持ち、生産者や一般消費者に対し多様な支援を行い、そこで得られた現場のニーズをフィードバックし研究開発に活用しております。当社グループはアグリテクノ事業の単一セグメントではありますが、次の3つの技術ごとに製品の製造・販売及びこれらに関連する業務を行っております。

事業の種類	事業内容(主力製品)
防除技術	農薬製品の提供(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)
施肥灌水技術 肥料製品、養液土耕栽培システムの提供	
バイオスティミュラント	植物成長調整剤の提供

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区
札幌営業所	北海道札幌市中央区
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市中央区

名称	所在地
九州支店	熊本県熊本市東区
研究開発部	徳島県鳴門市
鳴門工場	徳島県鳴門市
栽培研究センター	徳島県鳴門市
いばらき養液栽培共同試験農場	茨城県東茨城郡茨城町

② 子会社等

名称	所在地
旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町
株式会社養液土耕栽培研究所	茨城県石岡市
OATアグリフロンティア株式会社	茨城県牛久市
OATステビア株式会社	東京都千代田区
潤禾(舟山)植物科技有限公司	中国
OAT&IIL India Laboratories Private Limited	インド共和国
PT.OAT MITOKU AGRIO	インドネシア共和国
Asahi Chemical Europe s.r.o.	チェコ共和国
OAT Pakistan Private Limited	パキスタン・イスラム共和国

(7) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アグリテクノ事業	281 (100) 名	35名増(5名増)

(注) 1.当社グループはアグリテクノ事業単一セグメントであるためセグメント別の記載はしておりません。

2.使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を())外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
151名(70名)	16名増(8名減)

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を())外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,100百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社阿波銀行	100百万円
農林中央金庫	400百万円

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

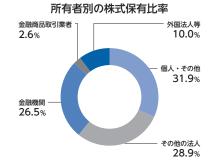
① 発行可能株式総数

10,000,000株

② 発行済株式の総数

5,536,000株

③ 株主数 2,468名



4 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	494,500	9.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	389,000	7.19
OATアグリオ社員持株会	323,500	5.98
	269,500	4.98
大塚化学株式会社	258,000	4.77
株式会社りそな銀行	232,000	4.29
丸善薬品産業株式会社	232,000	4.29
株式会社グローカルジャパン	232,000	4.29
CDIB & Partners Investment Holding Pte. Ltd.	232,000	4.29
株式会社エス・ディー・エスバイオテック	154,200	2.85

⁽注) 1.当社は、自己株式を123,693株所有しております。 2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 明 平	
常務取締役	木 部 隆 一	OATアグリフロンティア株式会社 代表取締役社長
常務取締役	岡本眞喜男	(海外営業部管掌) 旭化学工業株式会社 取締役会長
常務取締役	森 川 一	研究開発部 部長
取締役	加藤修治	人事部 部長 (生産統括部・経理部管掌)
取締役	岡尚	農薬事業部 事業部長(マーケティング普及部管掌)
取締役	一野展久	総務部 部長
取締役(注1)(注3)	小 川 順	京都大学大学院農学研究科 教授
取締役 (注1) (注3)	光井信行	伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 取締役副社長
常勤監査役 (注2) (注3)	新井乙平	
監査役	三喜勝己	
監査役(注2)(注3)	木 村 稔	

- (注) 1. 取締役のうち小川順氏、光井信行氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち新井乙平氏、木村稔氏は社外監査役であります。
 - 3. 当社は、小川順氏、光井信行氏、新井乙平氏、木村稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は取締役小川順氏、取締役光井信行氏及び監査役新井乙平氏、監査役三喜勝己氏、監査役木村稔氏との間で 当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務につき善意で重大な過失がないと きは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取 締 役	9名	123百万円
監 査 役	3名	20百万円
合 計	12名	143百万円
(うち社外役員)	(4名)	(19百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月10日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額150百万円以内(但し使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は平成24年3月14日開催の第2期定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役光井信行氏は、伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 取締役副社長であります。伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社は当社の取引先であり、製品の販売及び原材料の仕入を行っております。

取締役小川順氏は、京都大学大学院農学研究科の教授であります。京都大学に対して学術研究や教育の充実を目的とした寄付金取引が存在しておりますが、当社との間に特別な利害関係はございません。

ロ. 当事業年度における活動状況

取締役小川順氏は当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、必要に応じ、農学研究の専門家としての立場から適切な発言を行っております。

取締役光井信行氏は平成29年3月22日に就任以降、当事業年度開催の取締役会10回中10回に出席し、必要に応じ、企業集団経営における高い識見をもって適切な発言を行っております。

監査役新井乙平氏は当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席し、必要に応じ監査役の立場から適切な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

監査役木村稔氏は当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席し、必要に応じ監査役の立場から適切な発言を 行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、 監査に関する重要事項の協議を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2.監査役会は取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見 積の算定根拠等を、従前の事業年度における業務執行状況等に照らし検討した結果、当期の会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399 条第1項の同意を行っております。
 - 3.当社の重要な子会社のうちOAT&IIL India Laboratories Private Limited、PT.OAT MITOKU AGRIO、Asahi Chemical Europe s.r.o.、 潤禾 (舟山) 植物科技有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人 (外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。) の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は日本監査役協会の「会計監査人の選定基準に関する監査役等の実務指針」(平成27年11月10日)に準拠し、平成27年12月10日に監査役会で改訂した「会計監査人の評価及び選定基準」に従い会計監査人の業務を評価しその解任又は不再任の決定を行っております。

監査役会は、上記の基準に基づき、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を事業年度中であっても解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

連結計算書類

連結貸借対照表

資産合計

连和貝伯 刈 州农		
科目	第8期 平成29年12月31日現在	
資産の部		
流動資産	9,479	
現金及び預金	1,958	
受取手形及び売掛金	3,580	
商品及び製品	2,329	
仕掛品	377	
原材料及び貯蔵品	812	
繰延税金資産	177	
その他	275	
貸倒引当金	△31	
固定資産	2,614	
有形固定資産	1,822	
建物及び構築物	864	
機械装置及び運搬具	239	
土地	552	
建設仮勘定	3	
その他	162	
無形固定資産	192	
のれん	88	
ソフトウエア	35	
その他	68	
投資その他の資産	598	
投資有価証券	343	
関係会社株式	31	
繰延税金資産	6	
その他	216	

12,094

科目	第8期 平成29年12月31日現在
負債の部	
流動負債	4,247
支払手形及び買掛金	2,212
短期借入金	777
未払金	485
未払法人税等	366
賞与引当金	35
売上割戻引当金	45
返品調整引当金	19
その他	305
固定負債	1,513
長期借入金	1,000
長期預り金	208
役員退職慰労引当金	2
退職給付に係る負債	183
繰延税金負債	72
その他	45
負債合計	5,760
純資産の部	
株主資本	5,939
資本金	461
資本剰余金	2,410
利益剰余金	3,229
自己株式	△161
その他の包括利益累計額	△25
その他有価証券評価差額金	13
為替換算調整勘定	△36
退職給付に係る調整累計額	△2
非支配株主持分	419
純資産合計	6,333
負債純資産合計	12,094

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	第8期 平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで
売上高	14,118
売上原価	7,662
売上総利益	6,455
販売費及び一般管理費	4,572
営業利益	1,882
営業外収益	50
受取利息	21
受取配当金	7
助成金収入	6
保険解約返戻金	5
その他	8
営業外費用	42
支払利息	26
為替差損	11
自己株式取得費用	0
その他	3
経常利益	1,890
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	29
関係会社株式評価損	28
その他	0
税金等調整前当期純利益	1,862
法人税、住民税及び事業税	559
法人税等調整額	7
当期純利益	1,296
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△2
親会社株主に帰属する当期純利益	1,298

(単位:百万円)

計算書類

貸借対照表

科目	第8期 平成29年12月31日現在
資産の部	
流動資産	8,467
現金及び預金	1,174
受取手形	473
売掛金	3,119
商品及び製品	2,184
仕掛品	360
原材料	641
前払費用	64
繰延税金資産	92
関係会社短期貸付金	389
その他	81
貸倒引当金	△113
固定資産	3,038
有形固定資産	1,042
建物	385
構築物	58
機械及び装置	106
工具、器具及び備品	76
土地	415
その他	0
無形固定資産	31
ソフトウエア	24
その他	6
投資その他の資産	1,964
投資有価証券	343
関係会社株式	1,566
その他	54
資産合計	11,505

	(十四 : 四)))))
科目	第8期 平成29年12月31日現在
負債の部	
流動負債	4,009
買掛金	2,169
短期借入金	732
未払金	465
未払法人税等	297
預り金	128
賞与引当金	31
売上割戻引当金	45
返品調整引当金	19
その他	121
固定負債	1,441
長期借入金	1,000
長期預り金	208
退職給付引当金	151
繰延税金負債	71
その他	10
負債合計	5,450
純資産の部	
株主資本	6,042
資本金	461
資本剰余金	2,410
資本準備金	504
その他資本剰余金	1,905
利益剰余金	3,331
その他利益剰余金	3,331
繰越利益剰余金	3,331
自己株式	△161
評価・換算差額等	13
その他有価証券評価差額金	13
純資産合計	6,055
負債純資産合計	11,505

損益計算書

(単位:百万円)

科目	第8期 平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで
売上高	13,646
売上原価	7,731
売上総利益	5,914
返品調整引当金戻入	10
返品調整引当金繰入	5
差引売上総利益	5,920
販売費及び一般管理費	4,062
営業利益	1,857
営業外収益	62
受取利息	7
受取配当金	51
その他	2
営業外費用	59
支払利息	25
貸倒引当金繰入額	13
為替差損	20
自己株式取得費用	0
経常利益	1,859
特別損失	28
関係会社株式評価損	28
税引前当期純利益	1,831
法人税、住民税及び事業税	433
法人税等調整額	27
当期純利益	1,370

監查報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月15日

OATアグリオ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐野 明宏 🗊

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 古谷大二郎 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、OATアグリオ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結 計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査 手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計 方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれ る。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇ATアグリオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月15日

OATアグリオ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐野 明宏 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 古谷大二郎 🗊

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、OATアグリオ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31 日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明 細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適 正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明す ることにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当 監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、 これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続 は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及 び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検 討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体とし ての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制について は、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから 受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月15日

OATアグリオ株式会社 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 新井乙平印

 監査役
 三喜勝己印

 監査役(社外監査役)
 木村 稔印

◆株主優待制度のご案内

毎年12月31日現在の当社株式1単元(100株)以上ご所有の株主様に対して下記の基準により贈呈いたします。

ご所有株式数	100株以上		
ご優待内容	当社グループ製品	1,500円相当	(家庭園芸用製品)

ご優待商品の発送は4月下旬頃の予定となります。

【お問合せ先】

TEL 03-5283-0262 (総務部)







ファーム

◆ 🔐 アグリオショップのご案内

「AGRIO」はOATアグリオが農業のプロから ガーデニングファンまで、幅広くお客様のグ リーンライフを応援するためにスタートした サイトです。

サイト内では、農薬、肥料、切り花ながもち 液などの紹介や、リビングでも手軽にガーデ ニングができる水耕栽培キットなどを紹介。

「AGRIO」では、お得なキャンペーン情報、ガーデニングの専門家によるガーデニング講座など、ガーデニングのヒントになる多彩なコンテンツをご用意しています。

あなたのグリーンライフのパートナーとして、 ぜひ、ご愛顧ください。

http://agrioshop.com/



定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田美土代町7

淡路町駅(丸ノ内線)

会場

住友不動産神田ビル内 ベルサール神田3階 TEL (03) 5281-3053

小川町駅(新宿線) B6番出口徒歩3分 神田駅(JR線) 北口徒歩7分 交通 新御茶ノ水駅(千代田線) B6番出口徒歩3分 神田駅(銀座線) 4番出口徒歩7分 B6番出口徒歩3分

至池袋 至上野 至秋葉原 地下鉄(千代田線) 新御茶ノ水駅 至浜町 ドトール コーヒー 地下鉄(新宿線) 川川町駅 (靖国通り) が 交差点 1 地下鉄(淡路町駅 みずほ銀行 - 至新宿 (丸ノ内線) (湘田警察通り)) 北日本銀行 |外堀通り JR ● 神田警察署 5.神田駅 武蔵野銀行 ミニストップ ● 西口 ベルサール神田 (西口商店街) 住友不動産 ● 四国銀行 神田ビル3階 (本郷通り 城北信用金庫 (出世不動通り) (JR線) 岡三証券 ● 神田橋交差点 鎌倉橋交差点 首都高速道路

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。